

幕末明治福井150年博実行委員会規約（案）

第1条 本会は、「幕末明治福井150年博実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

第2条 実行委員会は、明治150年となる平成30年に、幕末明治期の先人たちの英知や生き方、近代日本の礎を築いた福井の偉業を楽しく学び、歴史・文化を継承するとともに、その魅力を全国に発信し、地域間交流の促進や誘客拡大を図る「幕末明治福井150年博」を企画・推進することを目的とする。

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幕末明治福井150年博の企画実施に関する事
- (2) 幕末明治福井150年博のPRに関する事
- (3) 幕末明治福井150年博の誘客に関する事
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事

第4条 実行委員会は、別表の団体で構成する。

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長および副会長は、総会において選出する。

3 役員が就任時におけるそれぞれの団体の役職を離れた場合は、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第6条 会長は、実行委員会を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

第7条 実行委員会に顧問およびアドバイザーを置くことができる。

2 顧問およびアドバイザーは、会長が委嘱する。

3 顧問は、第2条の目的の達成のために、会長の諮問に応じ助言や活動を行う。

4 アドバイザーは、専門的な見地から幅広く意見を得るために、会長の諮問に応じ助言や活動を行う。

5 会長は、顧問およびアドバイザーに特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

第8条 役員、顧問、アドバイザーの任期は、実行委員会が解散するまでとする。

第9条 実行委員会に総会を置く。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれにあたる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - (1) 実行委員会の規約の制定および改廃に関すること
  - (2) 実行委員会の事業計画に関すること
  - (3) 実行委員会の予算に関すること
  - (4) 実行委員会の事業報告に関すること
  - (5) 実行委員会の決算に関すること
  - (6) その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 4 総会は、構成団体の過半数の出席で成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 構成団体は、総会の議事につき、書面をもってあらかじめ表決または他の者を代理人として表決を委任することができる。
- 7 前項の規定により表決および委任した構成団体は出席したものとみなす。
- 8 会長は、開会が困難な場合は、書面によって総会の議決に代えることができる。

第10条 会長は、総会で議決すべき事項について、総会を招集するいとまがないときは、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを構成員に速やかに報告し、承認を求めなければならない。この場合、前条第4項および5項の規定を準用する。

第11条 第3条の規定による実行委員会の事業について円滑な運営を図るため、部会を置く。

- 2 部会は、企画推進部会、展示部会、広報・誘客部会とする。
- 3 各部会に部会長を置き、会長が指名したのものをもって充てる。その他必要な人員は部会長が選任する。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 5 部会は、会長の命を受け、所管する事業の企画、調整等を行い、事業を推進する。
- 6 部会長は、部会の業務を総括する。
- 7 部会の組織および運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

第12条 実行委員会の経費は、福井県、市町からの負担金およびその他の収入を持って充てる。

第13条 実行委員会の会計年度は、初年度は実行委員会設立の日から平成30年3

月31日までとし、次年度以降、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、福井県財務規則等の例による。

第14条 実行委員会の事務を処理するため、福井県観光営業部に事務局を置く。

第15条 実行委員会は、事業の完了報告をもって解散する。

第16条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年 月 日から施行する。